

京都府立医科大学大学院医学研究科博士課程の修了  
に関する申合せ

(昭和61年8月23日)

京都府立医科大学大学院医学研究科博士課程に4年以上在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた後に退学した者で、博士論文を退学後2年以内に提出し、その審査及び最終試験に合格した者は、当分の間、博士課程を修了したものと見なす。

附 則

この申合せは、昭和62年4月1日から施行する。

附 則

この申合せは、平成21年4月1日から施行する。

なお、この申合せの改正は、平成21年3月31日付けで所定の単位修得のうえ退学した者より適用する。